

警 視 庁 公 安 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿

原議保存期間	1年(令和8年3月31日まで)
有効期間	二種(令和7年10月2日まで)

警察庁丁備企発第210号、丁公発第67号
丁外事発第186号、丁国テ発第265号
令和6年10月3日
警察庁警備局警備企画課長
警察庁警備局公安課長
警察庁警備局外事情報部外事課長
警察庁警備局外事情報部国際テロリズム対策課長

適切な情報収集活動について（通達）

平成25年から平成26年にかけて岐阜県大垣警察署の警察官が、風力発電施設の建設事業をめぐる、事業者と意見交換を行った一連の対応に係る国家賠償請求等訴訟については、本年9月13日、名古屋高等裁判所において、当該警察官の行為が違法であった等とする内容の判決が言い渡されたところ、警察としては今般の判決を重く受け止める必要がある。

今回の判決は、警察法第2条に基づく情報収集活動それ自体を否定するものではなく、いずれにしても、同条に基づく情報収集活動は、目的の正当性、行為の必要性及び相当性という基本原則を遵守し行われるべきことは当然であり、各位にあっては、この点を踏まえ、引き続き、適切に情報収集活動を行うこととされたい。

また、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令に基づき、その適正を図られたい。